

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人福生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに取組み、概ね改善されていた。
- ・ 会計面について、一部不備が見受けられたので、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は監査法人）を活用するなどして改善を図られたい。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1</p> <p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>現在の評議員、理事及び監事から誓約書を徴し、欠格事由に該当しないことの確認をする。</p> <p>今後は上記のことを確認するため、評議員、理事及び監事の候補者から書面(誓約書)を徴し、選任要件に該当するか等の確認を行う。</p>
<p>2</p> <p>理事について、平成29年度の理事会を全て欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>事務局は理事の出席が可能なように日程調整を行っているが、なお欠席が続くのであれば、改選も視野に後任候補の選考を検討する。</p>
<p>3</p> <p>役員等報酬規程が平成29年6月12日の評議員会で決議され、平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>については、役員等報酬規程は評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35)</p>	<p>直近開催の評議員会で適用日の改正(役員等報酬規程の施行日を平成29年6月12日に修正)を諮る。</p>
<p>4</p> <p>補助金事業等収益明細書のC拠点の交付金額の区分小計欄が事業活動計算書と一致していなかった。</p>	<p>附属明細書を訂正し、計算書類と一致させる。</p>

	<p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。  (運用上の取扱い 25 (1)、(2) ア)</p>	
5	<p>基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書並びに固定資産管理台帳で基本財産の構築物を建物と分けて記載しているにもかかわらず、貸借対照表においては、基本財産の建物に構築物を含めて記載していた。</p> <p>については、構築物は建物とは別の勘定科目であるので、貴法人の経理規程別表 1 の 3 貸借対照表勘定科目の説明の基本財産に構築物を追加し、基本財産の建物から構築物を除き、建物とは分けて記載すること。</p> <p>(留意事項 別添 3 勘定科目説明、経理規程別表 1 の 3)</p>	<p>法人で使用している会計ソフトのシステム上、基本財産に勘定科目「構築物」を追加することができないため、貸借対照表においては構築物を建物に含めた記載となる。貸借対照表の注記欄に基本財産の建物に含まれる構築物の金額を記載して対応する。</p>